

# 対人専門職としての手話通訳教育における論考

中野 聡子

群馬大学教育実践研究 別刷

第39号 139～147頁 2022

群馬大学共同教育学部 附属教育実践センター



# 対人専門職としての手話通訳教育における論考

中野 聡子

群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

## Discussion on Sign Language Interpreter Education as a Practice Profession

Satoko NAKANO

Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

キーワード：手話通訳，職業倫理に則った判断，デマンド・コントロール・スキーマ

Keywords : sign language interpreting, ethical decision making, Demand-Control Schema

(2021年10月24日受理)

### 1 手話通訳とは

手話通訳は、耳の聞こえない手話話者と耳が聞こえる音声言語話者の間をつなぐ。手話通訳者は、双方が共通の言語・コミュニケーション手段を持たない局面で介在する存在であり、木村・岡（2019）は、どちらか一方のために手話通訳者がいるわけではないと強調している。

日本における手話通訳の資格として、各都道府県の登録手話通訳者と、厚生労働省認定資格である手話通訳士の2つがある。前者は、自治体による違いはあるものの、多くの場合、厚生労働省が定めたカリキュラム<sup>(1)</sup>に従って「手話奉仕員養成講座」と「手話通訳者養成講座」を修了したあと、手話通訳者全国統一試験に合格した上で、さらに各都道府県が実施する試験に合格しなければならない。一方、後者の認定試験の受験資格条件は、20歳以上という年齢制限以外、特に設けられていない。受験者の内訳としては、登録手話通訳者の資格を得た後にステップアップとして受験する者が最も多いが、この他に、専門学校や大学内に設置された手話通訳養成のコース・カリキュラムの履修<sup>(2)</sup>、手話サークルやろう者との交流等により、手話と手話通訳のスキルを習得して受験に臨む者もいる。

またろうの両親をもつ聴者で幼少時より手話にふれてきた者が受験することもある。手話通訳の資格は業務独占ではないものの、障害者総合支援法における意思疎通支援事業<sup>(3)</sup>の実施における担い手として、一定水準の専門性を担保するため、公的制度化されている。

通訳教育では一般的に、訳出作業を通して、言語スキルを高めるトレーニングに大きく時間を割いている。このことは、独自の体系を持った自然言語であり、音声言語に匹敵する複雑かつ精緻な言語構造を兼ね備えている手話言語（Stokoe, 1960）を取り扱う手話通訳教育においても同様である。手話言語習得プログラムを修了した者の一部は手話通訳者養成プログラムに進むが、プログラム開始時、受講中、修了時のいずれの段階においても、受講生の手話言語スキルは総じて不十分であり（Anderson & Stauffer, 1990; Ball, 2013; Monikowski & Peterson, 2005; Quinto-Pozos, 2005; Roy, 2000a; Shaw et al., 2004; Gómetz et al., 2007; Stone, 2017; 霍間・四日市, 2013; 繁益, 2018 など）、通訳訓練にあてる時間の多くを、手話言語の熟達度を高めるための指導に費やさなければならない<sup>(4)</sup>（Shaw et al., 2004; Roy, 2000a; Stone, 2017）。通訳作業処理過程は、メッセージの受信→予備処理

→メッセージの短期保持→意味的意図の認識→意味的等価性の決定→統語的メッセージ形成→メッセージの産出 (Cokely, 1992) を即時的に行うものであり、一定の認知的負荷がかかる逐次通訳や同時通訳、その他の通訳トレーニング法が、第二言語である手話言語の流暢性や自動化を促進させるという側面もある。通訳者にとって一番重要な資質である「正確性」(水野, 2008) を担保するために、通訳教育において、言語スキルの向上に重点を置いた指導が行われるのは当然のことと言える。

しかし、「2つの言語と2つの文化の間での通訳」というプロセスを理解するためには、コミュニケーションの本質を理解しなければならない (Wilcox & Shaffer, 2005)。また、少なくとも建前上はほぼ対等な参加者の間に介在する会議通訳と、知識、情報、権力の差が大きいことが多い聴覚障害者と聴者の間に介在するコミュニティ通訳 (2.2 参照) では、通訳者に期待される役割が異なる。このことから、コミュニティ通訳の現場で通訳者が行っていることは、相対的に「心理言語学的プロセス、双方向コミュニケーションの観点からみて非常に複雑なもの」(Roy, 2000b) であると言えよう。このような手話通訳の仕事、Dean & Pollard (2013) は、「実践に根ざした対人専門職」(practice profession) であると述べている。Roy (2000b) は、通訳現場で利用者から「柔軟性」を求められることが多いものの、倫理規定には、通訳者がしていけないことが広範囲に、時には徹底的に記されている一方、逆に通訳者ができること、すべきこと、柔軟性をどこでどのように発揮するべきかについては、ほとんど記されておらず、実務に関する議論は現場から離れて、倫理規定の範囲でできる／できないという話になってしまうとしている。

そこで、本論文では、対人専門職として手話通訳者に求められている役割や手話通訳者が現場で行わなければならない職業倫理に則った判断について論考を行い、手話通訳教育にどのように反映させていくべきかについて検討する。まず、第2節では、手話通訳者に求められる役割について、2.1 で手話通訳者の「中立・公平性」をめぐる議論を取り上げ、通訳者が中立・不介入の原則に忠実であろうとしても、コミュニケーションの場を構成する参加者として、中立性のパラドックスが生じることについて述べる。2.2

と2.3では、手話通訳者の役割モデルとして、援助者モデル (helper model) と導管モデル (conduit model) があることを取り上げつつ、日本の障害者総合支援法の意思疎通支援事業という社会福祉サービスの中で手話通訳者に求められる役割、そして、2021年7月1日から開始された電話リレーサービスのオペレータとして手話通訳者に求められる役割について論じる。第3節では、手話通訳者が現場で対峙する事項や職業倫理に則った判断の複雑さについて、Dean & Pollard (2013) のデマンド・コントロール・スキーマ (以下、DC-S) の観点から見ていく。最後に、第4節では、第2節と第3節をふまえて、対人専門職としての手話通訳教育のあり方を検討する。

## 2 「中立・公平性」のパラドックス

### 2.1 通訳者の「中立・公平性」をめぐる議論

Roberson (2018) は、手話通訳者の役割モデルについて、援助者モデルから導管モデルに変遷していった経緯について述べている。援助者モデルは、手話ができる聴覚障害者の周囲の人々によって、通訳だけでなく、聴覚障害者が利用されて不利益を被ることがないようにしたり、本人の代わりに対応するといった行為まで行われてきたことを示している。このような「通訳者」の援助的アプローチは、社会全体に聴覚障害者が無能であるかのように印象づけることになった。援助的アプローチが聴覚障害者のためにならないと指摘される過程で生まれたのが導管モデルである。導管モデルでは、通訳者を電話回線、ロボットなどに喩え、発話を通訳で仲介する役割に限定している (p.13-14)。今日、手話言語/音声言語を問わず、通訳者の職業倫理として挙げられる「正確性」「中立・公平性」は、導管モデルを強く反映したものであると考えられる。通訳者の倫理規定における「中立・公平性」とは、発話者の話された内容に干渉せず、偏見や先入観をもった通訳を行わない「正確性」、通訳者は対象者どちらにも加担しない「不偏性」を示している (飯田, 2016: 84)。

しかし、通訳者が、そうした意識を持って通訳場面に対処し、「あたかも自分がここに存在しないかのようにふるまう」(Monikowski & Winston, 2011) 努力をしたとしても、「中立性が関係性に関する概念であ

ることを考えると、対話通訳者の活動に関する問題は、誰に対して、あるいは何に対して中立なのかという疑問が生じる」(Wadensjo, 1992: 268) ののである。談話空間に「参加する」という行為そのものが、聴覚障害者、聴者、通訳者の3者の相互作用と会話やりとりにより影響を及ぼすことを避けられない (Metzger, 1995; Roy, 2000b; Wadensjo, 1998)。このことは、「手話通訳者だけが手話通訳場面の成否を担っているのではなく、場を構成する3者が共同で談話空間を作り上げ、そのコミュニケーションの成否に責任を持つこと」(Roy, 2000b: 124) を意味する。「通訳者は、通訳を介した出会いにおける参加者として機能せざるを得ないことを認識しながら、もはや中立や公平であろうと努力すべきではなく、中立性のパラドックスを認識して対話型言説への影響を最小限に留める努力をすべき」(Metzger, 1995: 220) であると言える。

## 2.2 意思疎通支援事業における手話通訳

手話通訳は、コミュニティ通訳の分野に包含される。コミュニティ通訳とは「公的機関で特定の目的のために職員と一般人が対話を行う場面で行われる通訳」(Wadensjo, 1998: 49) などと定義されており、行政サービス、医療、司法、教育といった場面が主なコミュニティ通訳の現場となる。日本において、手話通訳は、聴覚障害者が理解できる手話を使って様々な権利にアクセスする「言語権」(水野・内藤, 2018: 23-24) を、障害者総合支援法における意思疎通支援事業として公的保障するコミュニティ通訳であると言える。

水野 (2008: 12-15) は、コミュニティ通訳の特徴として、①地域住民が対象である、②力関係の差がある、③対象者の言語レベルに格差がある、④文化的要素の影響がある、⑤基本的人権の保護に直結している、の5つをあげている。コミュニティ通訳としての手話通訳は、まさにこうした特徴を有している。手話通訳を利用する聴覚障害者は、手話のタイプに限らず視覚-身体動作モダリティの言語・コミュニケーションを使用し、聞こえないことからくる文化 (例えば、木村・市田, 1995) を持つマイノリティである。世界各地の聴覚障害者による社会運動の歴史が示すように、聴覚障害者は、差別や偏見、社会的排除にさらされ続けてきた。聴覚障害は、Goffman (1963) の言う

「社会的スティグマ (social stigma)」であり、通訳を介して対話する聴者との間に、圧倒的、かつ複雑な力関係の不均衡を生じさせている。そして、聴覚障害者間における言語レベルの差は、聴者のそれに比較して大きいものがある。聴覚障害者の大学・短大進学率が増加し (坂本, 2011)、高度専門職に就くような聴覚障害者も増えつつある一方で、依然として先天性聴覚障害児の言語能力の発達は、聴児に比べて遅れがみられる (Blamey & Sarant, 2011)。また、聴覚障害だけでなく他の障害を併せ持つケースや、高齢聴覚障害者では不就学というケースもある。

会議通訳のように、通訳を利用する両者が高い言語コミュニケーション力、専門的知識、裁量権を有している場合、通訳者の役割は導管モデルに近く、中立・公平性を持って発話内容を正確かつ忠実に訳すことに徹することがしやすい。しかし、コミュニティ通訳では、通訳の利用者の一方の言語コミュニケーションや社会文化的知識レベルが、もう一方に比して顕著に低いことも多いと考えられる。飯田 (2016) は、中国人帰国者の保護及び自立支援として行われる通訳について、アンケート調査及びインタビュー調査を行い、「中立・公平性」からの逸脱行為を戦略的に行っている事例をあげている。行政側は、通訳者に対し、行政の意図を理解して、帰国者と行政の間をつなぎ、帰国者に生じる様々な問題への対処を期待する支援的な役割を期待している。こうしたなかで、通訳者は中立・公平性という通訳の職業倫理規定との狭間で葛藤しつつも、通訳者と帰国者との信頼関係構築を介して行政につなげていくために、「あなたのために」という一言を付け加える、「娘」の立場で通訳する、ということを行っていた。社会的弱者の立場にある人々からみれば、行政も通訳者も「力」を持つ人々であり、通訳以外の何らかの介入を以て信頼関係を構築するところから始めなければコミュニケーション不全に陥り、支援そのものが破綻してしまうことになるからである。

障害者総合支援法における意思疎通支援事業の手話通訳も、制度の目的や意図、手話通訳者に求められる役割と葛藤は、中国人帰国者のそれと多くの共通点を有している。江原 (2020) は、手話通訳者の主な役割機能について、「言語翻訳機能」「コミュニケーション仲介機能」「社会福祉援助機能」「社会変革機能」の4



つに分類している (p.13)。このうち、3つめの「社会福祉援助機能」とは、支援者や支援機関と協働して聴覚障害者を支援援助するものであり、意思形成・意思決定・意思表出支援、代理説明や代弁といった行為も含む。これらは、通訳業務以外の時間で生じることもあるが、通訳現場で、特に言語運用力のバリアが大きい聴覚障害者と聴者のやりとりにおいて、導管モデルで語られる役割の範囲を超えた介入が迫られることもあるのは想像に難くない。明らかに、手話通訳者には、援助者モデルの要素を含む役割が期待されていると言えよう<sup>(5)</sup>。

### 2.3 電話リレーサービスにおける手話通訳

日本では、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(2020年12月1日施行)に基づいて、2021年7月1日から、公共インフラとしての電話リレーサービスが開始された<sup>(6)</sup>。電話リレーサービスは、聴覚障害者等と聴者の電話やりとりを、オペレータが手話通訳、または文字通訳によって仲介するものである。障害者総合支援法における意思疎通支援事業では、手話通訳者に援助者モデルの要素を含む役割が求められていたのに対し、電話リレーサービスの手話通訳オペレータには、導管モデル寄りの役割が求められていると言えよう<sup>(7)</sup>。電話リレーサービスでは、手話通訳者・文字通訳者がオペレータとして介在することが前提となっているため、サービス全体で捉えると、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条3の電気通信役務<sup>(8)</sup>に該当しないとされているものの、通信サービスであるならば、オペレータは内容をそのまま伝え、善悪を判断すべきではないからである。そのため、電話リレーサービスのオペレータ運用指針では、「正確性」<sup>(9)</sup>「中立・公平性」が、「守秘義務」「知識と技術の向上」と並び、通訳者の職業倫理として規定されている<sup>(10)</sup>。このことは、(一社)日本手話通訳士協会が制定した手話通訳士倫理綱領(第4節参照)で「正確性」「中立・公平性」に触れられず、むしろ聴覚障害者の主体的な社会参加の支援/援助者としての位置づけに重点がおかれているようにみえることと対照的であると言える。しかし、そうは言っても電話リレーサービスを利用する聴覚障害者と聴者について、水野が述べたようなコミュニティ通訳の特徴は依然として存在し続けていると考えられ

る。オペレータは、「正確性」「中立・公平性」の倫理規定を逸脱しないように注意を払いながら、談話空間への参加者という中立性のパラドックスを意識しつつ、職業倫理に則った判断によって聴覚障害者と聴者のコミュニケーションを円滑に成立させなければならない。すなわち、オペレータには、高度なコミュニケーションスキルやソーシャルスキル(相川・藤田, 2005)が必要とされると言えよう。

### 3 DC-Sにみる職業倫理に則った判断

第3節では、手話通訳者に求められる職業倫理に則った判断について、対処を求められるデマンド(要求)と、それに対して通訳者が選択するコントロール(判断)の相互作用という観点で開発されたデマンド・コントロール・スキーマ(DC-S: Demand-Control Schema)を取り上げてみていく。

DC-Sは、代表的な職業性ストレスモデルの1つであるKarasek(1979)のJD-C(Job Demand-Control)モデルの概念を、Dean & Pollard(2013)が通訳業務のプロセスに応用させた理論的枠組みである。KarasekのJD-Cモデルでは、仕事のデマンド(要求度:仕事の量的負荷、仕事上の突発的な出来事、職場の対人的な問題など)とコントロール(仕事の裁量権や自由度など)のバランスから職業性ストレスの状態をみる。手話通訳は業務中に予測不可能な事態が次々と生じて対処を迫られるハイデマンドな業務である。これに対応するためのコントロールを十分に持ち合わせていない場合、高ストレイン状態に陥ってしまう。そのため、通訳業務において発生するデマンドを的確に認識し、コントロールの選択肢を幅広く持てるようにすることが大切である。

通訳の業務を引き受けた時点から完了するまでの間に発生するデマンドは、①環境に起因するデマンド(environmental demands)、②人間関係に起因するデマンド(interpersonal demands)、③発話の性質に起因するデマンド(paralinguistic demands)、④通訳者の内面に起因するデマンド(intrapersonal demands)、の4つに分類される。これらのデマンドカテゴリは、環境に起因するデマンドが起点となって、他の3つのデマンドに影響を与える他、人間関係に起因するデマンドや発話の性質に起因するデマンド

が、通訳者の内面に起因するデマンドに影響を与えるというダイナミックなフローを有している（図1参照）。

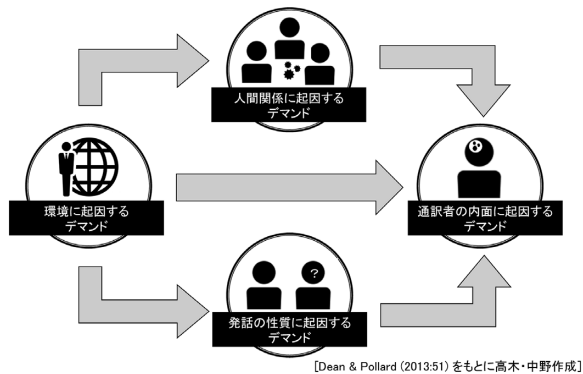


図1 各デマンドの発生と影響のフロー

各デマンドカテゴリの詳細について、表1に示す。

表1 デマンドの種類

デマンドの分類	定義	具体例
環境に起因するデマンド	現場に入った段階で既に存在する、その場に固有のデマンド	このカテゴリに含まれる要素 ・場の目的 ・物理的環境 ・現場にいるすべての人々 ・使用されている言葉(専門用語等)
人間関係に起因するデマンド	現場を構成する人々(ろう者・聴者・通訳者)の相互作用によって生じるデマンド	・力関係・立場の違いの力学 ・コミュニケーションスタイル ・コミュニケーションの目的 ・感情的なトーンやムード ・文化的力学 ・「思考の世界」
発話の性質に起因するデマンド	現場に居る人々の発話の性質や特徴から生じるデマンド	・身体的・認知的な制限 ・物理的な位置関係 ・独特な手話/音声の発話 ・音声の大きさ、速さ、アクセント
通訳者の内面に起因するデマンド	通訳者自身のことに関連して生じるデマンド	・感情/思考 ・生理的な理由による注意力低下 ・心理的反応

[Dean & Pollard (2013.5) をもとに 高木・中野作成]

環境に起因するデマンドは、現場に入った段階ですでに存在するデマンドである。このデマンドのサブカテゴリである「場の目的」は、「何のために」「なぜこの場が存在するのか」に関するものであり、職業倫理に則った判断に関して言えば、環境に起因するデマンドの中でもっとも重要なものである。例えば、会社という場で通訳をするとしても、入社試験なのか、社員同士の懇親会なのかによって、コミュニケーションの目的は全く異なる。通訳者にとって、その場を構成する特定の人の意図ではなく、場のコミュニケーションの目的そのものに合わせたコントロールを選択することが、「中立・公平性」を保つための重要なステップとなる。

人間関係に起因するデマンドは、通訳者が直面するデマンドの大部分を占めている。このデマンドは、業務遂行中、談話空間の中で「何が起こったか」「何を

言ったか」に関することである。ことばとして表現されていないことを含むコンテキストがあり、人々の相互作用によって刻々とダイナミックに変化していく状況において生じるデマンドである。第2節で、水野がコミュニティ通訳の特徴の1つとして述べている「力関係の差」は、DC-Sにおいて、この人間関係に起因するデマンドにあてはまる。人間関係に起因するデマンドを的確に認識するには、人間のコミュニケーションの本質や複雑性を熟知していなければならない。また、手話言語スキルやろう文化に対する知識のみで、人間関係に起因するデマンドに対処することは困難である。

発話の性質に起因するデマンドは、意味ではなく、発話の知覚的品質に関わるものであり、「どのように言っているか」ということである。例えば、酩酊状態で「ろれつが回らない」手話や音声の発話がこれにあたる。

通訳者の内面に起因するデマンドは、その業務において求められる通訳者自身の肉体的、精神的、感情的な能力や特性に関連して発生する。通訳者の内面に起因するデマンドは、デマンドとコントロールの両方に通訳者自身が関わるものであることから、デマンドとコントロールの混同が生じやすい。また、通訳者が持っている（あるいは持っていない）コントロールそのものが、通訳者の内面に起因するデマンドを新たに生み出してしまうこともある。例えば、自分がよく知っているテーマについて通訳することは、環境に起因するデマンドや人間関係に起因するデマンドに対する十分なコントロールを持ちうるが、一方で、そこで交わされる議論や参加者の間で生じたことに対して、個人としての強い意見を持つことになり、通訳者の内面に起因するデマンドを引き起こすことになるかもしれない。通訳者は談話空間に参加する過程で、環境や状況、発生しているダイナミクスに対して抱く自身の考えや感情、偏見が何であるかをしっかり認識できていないと、不用意にその場のコミュニケーションに大きな影響を与え、中立性を侵すことになりかねないのである。

コントロールとは、通訳者が業務に関連して生じるデマンドに対して、どのように関わり、どのように対処するのか、という通訳者の裁量のことである。コントロールは、業務開始前、業務中、業務終了後それぞれ

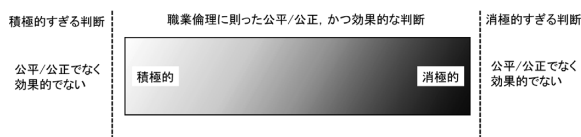
れのタイミングで行うことができる（表2参照）。

表2 コントロールの機会による分類

コントロールの機会	コントロールの例
業務開始前	通訳者個人の特性 学歴(すべての種類の教育歴) 個人的及び仕事上の経験 通訳業務に関する準備
業務中	デマンドの認識 ポジティブ(建設的)な思考 行動的介入 すべての通訳/翻訳 関係性の質 通訳団体の倫理綱領及び行動規範
業務終了後	利用者へのフォローアップ 派遣元とのフォローアップ テーマ、内容に関する自己研鑽 業務に関する相談/ストレス セルフケア スーパービジョン

[Dean & Pollard (2013:19) をもとに高木・中野作成]

通訳業務中に発生したデマンドに対しては、通訳団体の倫理綱領もコントロール選択判断の拠り所の1つとなる。環境、人間関係、発話の性質に起因するデマンドは、通訳者が誰であるかに関わらず同様に生じているが、これらのデマンドは通訳者の内面に起因するデマンドに影響を及ぼすため、通訳者が選択するコントロールによって、デマンドとコントロールの相互作用による結果は異なってくる。コントロールの選択肢は、正しい/間違いの二者択一的観点のみでみるべきものではなく、職業倫理に則った公平/公正、かつ効果的な判断として、積極的なものから消極的なものまで取りうるべき選択肢がいくつもあることを認識しなければならない（図2参照）。そして、通訳者は、自身がどのような人間であるかということによって、どのようなコントロールをもたらすことになるのか、判断の傾向を客観的に捉えておく必要がある。



[Dean & Pollard (2013:75) をもとに高木・中野作成]

図2 職業倫理に則った判断

通訳者が職業倫理に則った判断としてコントロールを選択するとき、規則やルールに依拠する義務論的観点に立つのか、あるいは、その場の目的や、利用者にとっての最善の結果は何かという通訳者の価値観に依拠する目的論的観点に立つのか、といった見方をすることもできる。これについても、通訳者が自分自身の

判断傾向を把握しておくことが大切である。

デマンドは、主要デマンドに関連して併発的に複数のデマンドが生じるという複雑な構造を持つこともあるため、デマンドとコントロールの相互作用による結果もまた複雑である。何らかの判断（＝コントロール）の結果、意図した効果が得られる一方で、失われるものも生じる。例えば、聴児同士で同じグループにいる聴覚障害児の作業のまずさを言い合っているときに、通訳者が直接本人に言うよう促すことで、聴児と聴覚障害児はグループとしての作業を協働することができたが、その一方で、通訳者の介入によって子ども同士の主体性が失われることになったというようなことである。

#### 4 職業倫理に則った判断力を高める手話通訳教育

第3節では、手話通訳者が通訳の業務を引き受けた時点から完了するまでの間に、環境、人間関係、発話の性質、通訳者の内面に起因する多くのデマンドが発生し、特に、人間関係に起因するデマンドは、通訳者が直面するデマンドの大部分を占めること、そして通訳者はこれらのデマンドに対して、積極的なものから消極的なものまで、また目的論か義務論か、といった観点で職業倫理に則った判断を次々に迫られることをみてきた。

では、現在の日本の手話通訳者養成における職業倫理教育はどのようになっているのであろうか。一般社団法人日本手話通訳士協会によって1997年5月4日に制定された手話通訳士倫理綱領（一般財団法人日本手話通訳士協会、2018）は、①基本的人権の尊重、②聴覚障害者の主体的な社会参加の支援、③業務改善/向上に向けた努力、④守秘義務、⑤技術と知識の向上に向けた努力、⑥技術及び知識の目的外利用に関する検証、⑦手話通訳制度・手話通訳士養成に関する研究/実践への積極的参加、をうたう7つの条文で構成されている。日本で手話通訳者を目指す者のほとんどが受講する厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに対応した講義テキスト（社会福祉法人全国手話研修センター、2020）をみると、このような手話通訳士倫理綱領が制定された歴史的背景や聴覚障害者の社会的障壁を具体的に学ぶことで、条文の本質的理解を促し、手



話通訳者の職業倫理観を育成しようとする意図が感じられる。手話通訳という仕事が、1つ1つの現場が異なる対人専門職である以上、職業倫理観を強固にしておくことは重要であると考えられる。

一方で、第3節で見てきたように、手話通訳者は現場において、多くのデマンドが、その場を構成する人々の言動、思考、感情の相互作用と、手話通訳者が選択したコントロールの帰結として併発的に発生するなかで、いくつもの選択肢の中から判断（コントロール）を迫られる。デマンドのなかには、二律背反するものもあり、職業倫理に則った判断として何かを選択した結果、別の何か失われることもある。「いま、ここ」で起きていることを的確に捉え、手話通訳者の自分は、どのような対応をしようとするのか、そしてその判断は、幅広く考えた上で選択されたものなのかどうか。これらのことを手話通訳者が行うには、マクロな観点で手話通訳者の職業倫理観を有するだけでなく、「いま、ここ」にある通訳を介したコミュニケーションをミクロな観点で分析する視点が必要であると思われる。なぜならば、通訳者が直面するジレンマに対しても、倫理規定には守るべき原則や価値といった抽象的な概念が記されているだけであり、また通訳者が行わなければならない職業倫理に則った判断は、通訳教育受講者や一部の通訳者が求めるような「ハウツー」で提示することが不可能なものだからである。Dean & Pollard (2013) は、以下のように述べている。

学生は何かするときに正しいやり方を学ぼうとして、教師やメンターに「正しい」答えを求めようとすることが多い。学生は、「あなたなら、〇〇という状況にどう対処しますか」「このデマンドにどう対処すればいいですか」と聞いてくる。しかし、教師やメンターが単純明快に答えることはまずない。なぜなら学生は、判断するために必要な多くの状況について述べていないからである。従って教師やメンターは、学生のこのような質問に対して、たいていの場合、「場合によりけりだ」(It depends…) と答える。(p.74)

職業倫理に則った判断は、幅広い文脈や状況の中で行われるべきものであり、通訳教育受講者が身に着けなければいけないのは、文脈や状況を緻密に把握し、

そこから何をすべきか「考え出す」スキルなのである。そうしたスキルを磨くためには、擬似通訳場面のシナリオ教材を利用したり、現場通訳演習前後のケース検討を行うといった形で、DC-Sを使いながら、デマンドを正確に特定し、そこから職業倫理に則った意思決定判断（＝コントロール）を行う、自分が行った判断を振り返るというプロセスを繰り返して練習していくことが重要だと考えられる。通訳者は、職業倫理として中立であろうとしても、談話空間への参加者となった時点で、何らかの影響を及ぼすことは避けられない。DC-Sの優れているところは、この中立性のパラドックスという事実を、通訳者の内面に起因するデマンドとして取り上げていることである。DC-Sには、自分がどんな人間であり、どういった判断を下す傾向にあるのかを認識しながら、柔軟性のある判断力を高めていけるプロセスが含まれている。通訳者が様々な通訳業務において、ハイデマンド-ハイコントロールの状態に持っていけるようにすることは、通訳者の労働衛生上のリスクを回避し、効果的で自己肯定感の高い通訳実践につながるとも言える。

## 謝辞

本論文執筆にあたり、手話通訳者の高木真知子氏とのやりとりや同氏が作成した資料から諸々の示唆を得た。謝意を表する。

本研究は、令和2・3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）(20GC1014)、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B）（一般）19H01702）（挑戦的研究（萌芽）19K21764）、日本財団助成事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の助成を受けた。

## 文献

- 相川充・藤田正美 (2005). 成人用ソーシャルスキル自己評定尺度の構成. 東京学芸大学紀要 第1部門 教育科学, 56, 87-93.
- Anderson, G. B., & Stauffer, L. K. (1990). *Identifying standards for the training of interpreters for deaf people*. Little Rock, AR: University of Arkansas Rehabilitation Research and Training Center on Deafness and Hearing Impairment.
- Ball, C. (2013). *Legacies and legends: History of interpreter education from 1800 to the 21st century*. Edmonton Alberta, Canada: Interpreting Consolidated.

- Blamey, P. J. & Sarant, J. (2011). Development of Spoken Language by Deaf Children. In M. Marschark, P. A. Spencer (Eds.), *The Oxford handbook of deaf studies, language, and education*, Vol.1 2<sup>nd</sup> edition (pp.241-257). New York, NY: Oxford University Press. [四日市章・鄭仁豪・澤隆史 監訳 (2015) オックスフォードハンドブック デフ・スタディーズ:ろう者の研究・言語・教育. 明石書店]
- Cokely, D. (1992). *Interpretation: A sociolinguistic model (Sign Language Dissertation Series)*. Silver Spring, MD: Linstok Press.
- Dean, R. K. & Pollard Jr., R. Q. (2013). *The Demand Control Schema: Interpreting as a practice profession*. North Charleston, SC: Createspace Independent Publishing Platform.
- 江原こう平 (2000). 手話通訳の心構え. 社会福祉法人全国手話研修センター『手話通訳者養成のための講義テキスト』, 6-15. 社会福祉法人全国手話研修センター.
- Goffman E. (1963). *Stigma: notes on the management of spoiled identity*. Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall.
- Gómez, M. J. L., Teresa Bajo Molina, T. B., Benítez, P. P., and Torres, J. S. (2007). Predicting proficiency in signed language interpreting: A preliminary study. *Interpreting*, 9(1), 71-93.
- 一般財団法人日本手話通訳士協会 (2018). みんなで学ぶ手話通訳士倫理綱領. 一般財団法人日本手話通訳士協会.
- 一般財団法人全日本ろうあ連盟電話リレーサービス制度化検討委員会 (2018). 2017年度電話リレーサービス普及啓発推進事業報告書. 一般財団法人全日本ろうあ連盟.
- 飯田奈美子 (2016). 対人援助におけるコミュニティ通訳者の役割考察—通訳の校正介入基準の検討—. 立命館大学大学院先端総合学術研究科博士論文.
- Karasek, R. A. (1979). Job demands, job decision latitude, and mental strain: Implications for job redesign. *Administrative Science Quarterly*, 24, 285-308.
- 木村晴美・市田泰弘 (1995). ろう文化宣言: 言語的少数者としてのろう者. 現代思想 23(3), 354-362, 青土社.
- 木村晴美・岡典栄 (2019). 手話通訳者になろう. 白水社.
- Metzger, M. (1995). The paradox of neutrality: A comparison of interpreters' goals with the realities of interactive discourse. Ph.D. diss., Georgetown University, Washington, D.C.
- 水野真木子 (2008). コミュニティー通訳入門: 多言語社会を迎えて言葉の壁にどう向き合うか…暮らしの中の通訳. 大阪教育図書.
- 水野真木子・内藤稔 (2018). コミュニティ通訳: 多文化共生社会のコミュニケーション. みすず書房.
- Monikowski, C., & Peterson, R. (2005). Service learning in interpreting education: Living and Learning. In M. Marschark, R. Peterson, & E. A. Winston (Eds.), *Sign language interpreting and interpreter education: Directions for research and practice* (pp.188-207). New York, NY: Oxford University Press.
- Monikowski, C. & Winston, E. A. (2011). Interpreters and interpreter education. In M. Marschark, P. A. Spencer (Eds.), *The Oxford handbook of deaf studies, language, and education*, Vol.1 2<sup>nd</sup> edition (pp.347-360). New York, NY: Oxford University Press. [四日市章・鄭仁豪・澤隆史 監訳 (2015) オックスフォードハンドブック デフ・スタディーズ:ろう者の研究・言語・教育. 明石書店]
- Quinto-Pozos, D. (2005). Factors that influence the acquisition of ASL for interpreting students. In M. Marschark, R. Peterson, & E. A. Winston (Eds.), *Sign language interpreting and interpreter education: Directions for research and practice* (pp.159-187). New York, NY: Oxford University Press.
- Roberson, L. (2018). Interpreting: An overview. L. Roberson & S. Shaw (Eds.), *Signed language interpreting in the 21<sup>st</sup> century: An overview of the profession*. (pp.1-21). Washington, DC: Gallaudet University Press.
- Roy, C. B. (2000a). Training interpreters: Past, present and future. In C. Roy (Ed.), *Innovative practices for teaching sign language interpreters* (pp.1-14). Washington, DC: Gallaudet University Press.
- Roy, C. B. (2000b). *Interpreting as a discourse process*. New York: Oxford University Press.
- 坂本徳仁 (2011). 聴覚障害者の進学と就労-現状と課題. 坂本徳仁・櫻井悟史編 聴覚障害者情報保障論—コミュニケーションを巡る技術・制度・思想の課題. 生存学研究センター報告 16, 14-30.
- Shaw, S., Grbic, N., & Franklin, K. (2004). Applying language skills to interpretation: Student perspectives from signed and spoken language programs. *Interpreting*, 6(1), 69-100.
- 繁益陽介 (2018). 日本手話言語の補完的学習法の検討—プロソディに着目して—. 筑波技術大学大学院修士課程技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻学位論文.
- Stokoe, William C. (1960). *Sign Language Structure: An Outline of the Visual Communication Systems of the American Deaf*, *Studies in linguistics: Occasional papers* (No. 8). Buffalo: Dept. of Anthropology and Linguistics, University of Buffalo.
- Stone, C. (2017). Sign language interpreter aptitude: The trials and tribulations of a longitudinal study. *Translation and Interpreting*, 9(1), 72-87.
- 社会福祉法人全国手話研修センター (2020). 改訂版 手話通訳者養成のための講義テキスト: 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム対応. 社会福祉法人全国手話研修センター.
- 霍間郁美・四日市章 (2013). わが国における手話通訳者養成事業の実態と課題. 通訳翻訳研究, 13, 97-114.

- Wadensjo, C. (1992). *Interpreting as interaction: On dialogue-interpreting in Immigration Hearings and Medical Encounters*. Ph.D. diss., Linkoping University, Linkoping, Sweden.
- Wadensjo, C. (1998). *Interpreting as Interaction*. New York, NY: Longman.
- Wilcox, S. & Shaffer, B. (2005). Towards a cognitive model of interpreting. T. Janzen (Ed.), *Topics in signed language interpreting*. [Benjamins Translation Library, 63] (pp.27-50). Philadelphia, PA: John Benjamins Publishing Company.

## 注釈

- (1) 「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」(平成10年7月24日 障企第63号)
- (2) 国立障害者リハビリテーション学院手話通訳学科, 群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室が提供する手話習得・手話通訳養成カリキュラム (<https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/lecture.html>), 龍谷大学において全国手話研修センターが開講する手話コミュニケーション講座 (<https://www.com-sagano.com/ryukoku>) などがある (URLはいずれも2021年10月24日確認)。
- (3) 「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」(平成25年3月27日 障企自発0327第1号)
- (4) 手話通訳養成プログラムと銘打っていても, 手話言語学習がプログラムに組み込まれていることが多い。例えば, Stone (2017) が研究対象とした Wolverhampton大学の Interpreting (British Sign Language/ English) コースでは, 1年目に中級BSLと翻訳, 2年目に上級BSLと逐次通訳, 3年目に同時通訳の授業が行われている (<https://www.wlv.ac.uk/courses/ba-hons-interpreting-british-sign-languageenglish/> 2021年10月24日確認)。また, 厚生労働省の「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム」は, 80時間の手話奉仕員養成カリキュラムと90時間の手話通訳者養成カリキュラムで構成されているが, 手話奉仕員養成カリキュラムでは通訳訓練がなく, 日常会話レベルの手話習得が学習到達目標となっている。
- (5) (一社) 日本手話通訳士協会の手話通訳士倫理綱領において「正確性」「中立・公平性」に言及されていないのは, 障害者総合支援法における意思疎通支援事業で, 手話通訳者に援助者モデルの要素を含む役割が求められているためなのかもしれない。
- (6) 公共インフラとしての電話リレーサービスは, 2018年3月現在, アメリカ合衆国, カナダ, イギリス, イタリア, 韓国, タイなど25カ国で実施されている (一般財団法人全日本ろうあ連盟 2017年度電話リレーサービス普及啓発推進事業報告書)。
- (7) 「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて-電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告」(デジタル活用共生社会実現会議 ICTアクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに関わるワーキンググループ), p. 26
- (8) (7) の報告書, 参考18 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第2条3 「電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し, その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。」
- (9) 「通訳オペレータは, 利用者又は相手先の表現の等価性を重視して通訳しなければならない」と記されている。ここで述べられている「正確性」とは, 起点言語と目標言語の字義的な等価性ではなく, 意味的等価性を求めるものであり, 異言語/異文化を反映した語用論的な相違を考慮した訳出を含んでいると思われる。
- (10) (一財) 日本財団電話リレーサービス オペレータ運用指針: <https://nftrs.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/3f009a53ade119f00403abb0193be323.pdf> (2021年10月22日確認)

(なかの さとこ)

